平成２４年（フ）第８８号
石川県加賀市山代温泉17の68番地　グレースガーデン201号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉山林17の９番地１　西山コーポ201号室
債務者　萩原　磯八
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第６４号
長野県上伊那郡宮田村3272番地
債務者　前林　繁子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１０号
高知県吾川郡仁淀川町用居甲498番地
債務者　井上　智代
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２９６号
青森市小柳１丁目12番７号　山竹荘１号
債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
愛知県一宮市猿海道１丁目９番３号　コーポモリタⅢ102号
債務者　野村　京子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５２６号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地７棟503号
債務者　米谷　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目13番11号
債務者　上田　守一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目13番11号
債務者　上田　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
大阪府岸和田市加守町１丁目５番３―502号、前住所大阪府岸和田市下野町２丁目４番１号
債務者　阪田　元気
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
大阪府和泉市伏屋町５丁目３番１―713号
債務者　櫻井加津子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
大阪府泉大津市旭町７番20号
債務者　津守　典子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
大阪府泉南郡田尻町吉見596番地６ハイムみちうら305号室
債務者　中山　珠生
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
大阪府和泉市伯太町２丁目33番21―103号、前住所大阪府和泉市桑原町277番地西川文化住宅８号室
債務者　松田　幸恵（旧姓藪田）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８４号
大阪府泉佐野市高松南１丁目３番55―208号
債務者　瓦谷　利一
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
大阪府岸和田市岸城町20番17号ドリーム岸城106号
債務者　西村　惠司
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４１１５号
大阪市北区黒崎町13―４　エクセルハイツ北天満303号室、住民票上の住所大阪府八尾市刑部４丁目92番地
債務者　木村　幸美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４８号
大阪市旭区今市２丁目22番23号　太子橋ハイツ３―A、前住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目104番地５
債務者　田ノ本美由紀
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部